

## 認可・確認部会について

## 1 概要

- 子ども・子育て関連三法の施行に伴い、指定都市の長が、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）に基づく幼保連携型認定こども園の認可等を行う場合や，市町村長が子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認（利用定員の設定）等をしようとする場合においては，認定こども園法及び子ども・子育て支援法に規定する合議制機関の意見を聴かなければならないとされている。
- また，保育所や家庭的保育事業等の認可等に当たっては，児童福祉法に規定する審議会を設置している場合は，当該審議会の意見を聴かなければならないとされている。
- 本市では合議制機関として子ども・子育て会議を設置しており，児童福祉法に基づく児童福祉審議会としても位置付けていることから，子ども・子育て会議に意見聴取を求めることとなる。
- 施設・事業の認可及び確認に当たっては，幼児教育・保育に関する知識に加え，客観性及び公平性を確保する必要があるため，これまでの調査・審議した経過等を踏まえ，幼児教育・保育部会の委員の中から利害関係を有しない委員を選任し，平成27年1月23日付けで，子ども・子育て会議の児童福祉分科会に「認可・確認部会」を設置した。

## 2 審議内容

以下の案件について，意見聴取を行う（承認・議決ではない）。

## (1) 幼保連携型認定こども園

事案	聴取事項	根拠条文
認可しようとするとき	認可基準との適合状況等	認定こども園法第17条第3項
事業の停止又は施設閉鎖を命令しようとするとき	法令違反の内容，法に基づく命令に対する対応措置の状況等	認定こども園法第21条第2項
認可の取消しをしようとするとき	法令違反の内容，法に基づく命令に対する対応措置の状況等	認定こども園法第22条第2項

- (2) 家庭的保育事業等（家庭的保育事業，小規模保育事業，居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）

事案	聴取事項	根拠条文
認可しようとするとき	認可基準との適合状況等	児童福祉法第34条の15第4項

※ 休止，廃止しようとする場合は，厚生労働省令の定めるところにより，市町村長の承認を受けなければならない（児童福祉法第34条の15第7項）が，児童福祉審議会への意見聴取については法令上規定されていない。

- (3) 保育所

事案	聴取事項	根拠条文
認可しようとするとき	認可基準との適合状況等	児童福祉法第35条第6項
停止を命ずるとき	法令違反の内容，法に基づく命令に対する対応措置の状況等	児童福祉法第46条第1項第4号

- (4) 子ども・子育て支援法に基づく確認

事案	聴取事項	根拠条文
特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき	子ども・子育て支援事業計画との整合性	子ども・子育て支援法第31条第2項
特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするとき	子ども・子育て支援事業計画との整合性	子ども・子育て支援法第43条第3項

### 3 公開・非公開に関する取扱い

京都市子ども・子育て会議運営要項第3条の規定により，部会長が非公開を決定。